

出席停止期間の基準

2022年7月22日改訂

A. 生徒本人の状況

1	発熱や咳等の症状がみられる場合	症状が出た日から治癒するまで（ただしPCR検査未受検で、症状の原因が新型コロナである可能性を排除できない場合は症状消失後48時間を経過するまで出席停止）
2	濃厚接触者に特定された場合	<u>原則として、感染者の発症日（感染者が無症状の場合は検体採取日）か感染対策を講じた日、の遅い方の日を「0日」として「5日」まで、ただし「2日」および「3日」に薬事承認された抗原定性検査キットで陰性の場合は「3日」の検査で陰性が確認されるまで。（ただし自主的な健康観察は「5日」まで続ける。）</u>
3	感染が判明した場合（有症状）	発症日から医師または保健所が登校を許可した日の前日まで（原則、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合に解除）
4	感染が判明した場合（無症状）	感染判明日から医師または保健所が登校を許可した日の前日まで（原則として、検体採取日から7日間を経過した場合に解除可能）

※なお、2022年3月25日付の文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課からの事務連絡によれば、

「学校で感染者と接触（感染者の感染可能期間（発症2日前～）の接触）があった者のうち、会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にしたもの等は、一定期間出席停止等の措置をとること」とされています。この場合の出席停止期間は5日程度を目安とします。

B. 同居家族の状況

1	未診断の発熱や咳等の症状がみられる場合	同居家族の症状が出た日からその症状が消失する日まで
2	感染が判明した場合	A-2